

平成28年1月1日以降に水源地域内において
森林の土地取引を行う場合は

事前届出が必要です

**三重県水源地域の
保全に関する条例
が施行されました**

条例の趣旨

県土の64%を占める森林は、県民共有の貴重な財産である水の源です。

水源地域としての森林を将来にわたって守り育てていくため、水源地域における土地取引の事前届出制度などを定め、適正な土地の利用を確保し、森林の持つ水源のかん養機能の維持増進につなげます。

三重県の森林が持つ水源かん養、水質浄化機能を代替の方法で置き換えた場合の年間評価額は5,520億円、県民一人当たり約30万円に相当し、水源地域の森林は県民の安全で豊かな暮らしを支えています。

※日本学術会議が平成13年に農林水産省に答申した試算方法を参考に試算(平成17年7月)

水源地域において新たな届出制度が始まります

水源地域の指定

「水源地域」は、民有林のうち、水源のかん養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を、市町や三重県森林審議会の意見を聴いたうえで知事が指定します。

(平成27年11月頃 告示予定／指定後速やかにホームページに掲載)

水源地域のうち、水道事業の水源など特に保全する必要がある地域を「特定水源地域」に指定し、保安林指定の推進や公的な管理を促進します。

事前届出

水源地域に指定された土地について、売買等の契約をしようとするときは、契約を締結しようとする日の30日前までに、知事に届出が必要です。

詳しくは裏面をご覧ください。

県のホームページでは詳細な内容をご確認できます。

三重県水源地域の保全に関する条例

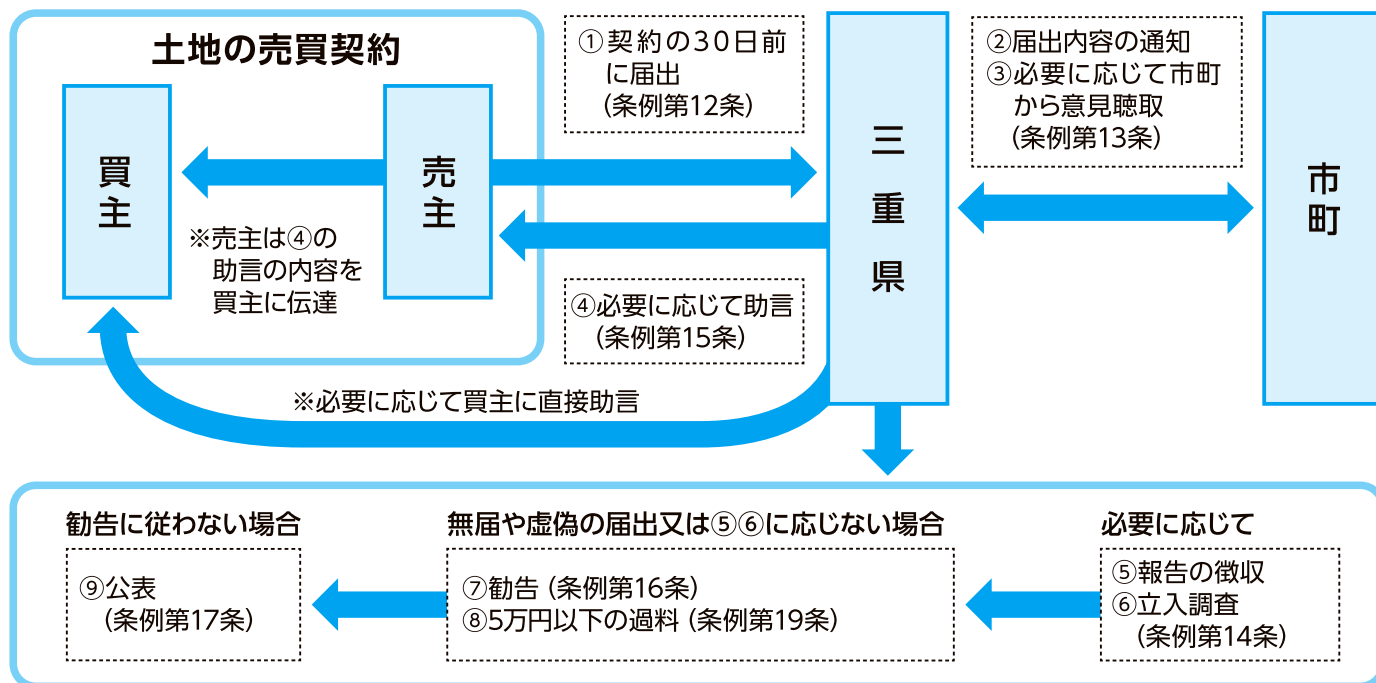
検索 

事前届出制度の概要

知事が指定する水源地域内の森林の土地の取引が対象となります。(相続は対象外)

届出対象	売買、贈与、交換、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権に関する契約
届出者	土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方
届出期日	契約を締結しようとする日の30日前まで
届出先	知事（土地の所在地を管轄する農林(水産)事務所 ※下記参照 郵送可）
届出内容	契約の当事者の氏名、住所、土地の所在地・面積、所有権等の種別、利用目的など
適用除外	取引の相手方が国や地方公共団体、森林整備法人等の場合は届出不要です

事前届出・手続きの流れ



届出先		住所			電話番号
四日市農林事務所	森林・林業室 林業振興課	〒510-8511	四日市市新正4-21-5	(庁舎4階)	059-352-0655
津農林水産事務所		〒514-8567	津市桜橋3-446-34	(庁舎3階)	059-223-5091
松阪農林事務所		〒515-0011	松阪市高町138	(庁舎4階)	0598-50-0568
伊勢農林水産事務所		〒516-8566	伊勢市勢田町628-2	(庁舎2階)	0596-27-5265
伊賀農林事務所		〒518-8533	伊賀市四十九町2802	(庁舎5階)	0595-24-8142
尾鷲農林水産事務所		〒519-3695	尾鷲市坂場西町1-1	(庁舎5階)	0597-23-3504
熊野農林事務所		〒519-4393	熊野市井戸町371	(庁舎4階)	0597-89-6134

【お問合わせ先】 詳しくは県庁森林・林業経営課又は、お近くの農林(水産)事務所にお問い合わせください。

三重県農林水産部 森林・林業経営課 森林計画班

TEL 059-224-2564

FAX 059-224-2070

E-mail shinrin@pref.mie.jp